

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社が企業規模を拡大していくのに並行して、経営管理組織の整備を推進し、各部門の効率的・組織的な運営及び内部統制の充実を図ることであり、その基本姿勢を基に現在まで努力してまいりました。

特に、インターネット業界は、目に見えない多数の利用者に対して通信施設を開放しており、世界中のインターネット利用者を市場として成立している事業でありますので、他業界以上の大きな社会的責任を背負っております。当社におけるコーポレート・ガバナンスの確立は、このような社会的責任を果たしていくことを可能にする経営基盤であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則1-2-4、3-1-2【招集通知の英訳、英語での情報の開示・提供】

当社では海外投資家等の比率が低いことから、招集通知の英訳、英語での情報開示・提供を実施しておりませんが、今後の株主構成の動向等により、検討を進めてまいります。

原則3-1【情報開示の充実】

(1) 企業理念、経営戦略、経営計画

当社のホームページや決算説明会にて公開しております。

ホームページ https://www.sakura.ad.jp/ir/managerial_policy.html

決算説明会資料 <https://www.sakura.ad.jp/ir/library.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について

本報告書1.1の「基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬額の総額を株主総会において定め、個別の配分については取締役会にて決定しております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者としては、当社の事業に強い関心を持ち、当社の企業理念を実現するために行動し、豊富な実務実績や専門的な知識を有しているもの、会社経営等で豊富な知識を有しているもの等、高い知見により当社の経営を適切に監督しうるものを指名いたします。監査役候補者としては、当社の事業に強い関心を持ち、監査役役割・責任を高いレベルで体現し、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるもので、監査を実施するための豊富な経験、高い知見を有しており、専門的な知識を有しているものや会社経営等で豊富な知識を有しているものを指名いたします。また、解任の方針及び手続については、対象者の経営計画に対する業績等を監視・評価し、取締役会にて十分な審議をはかることのできるよう、適切なプロセスを検討してまいります。

(5) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者及び監査役候補者の個々の選任理由につきましては、株主総会招集通知に記載しております。

補充原則4-1-3【取締役会の役割・責務(後継者計画)】

当社では、最高経営責任者等の後継者計画について検討中です。当社の企業理念や経営戦略を踏まえ、後継者の指名プロセス及び育成計画等について、引き続き取締役会において議論を重ねてまいります。

補充原則4-2-1【経営陣の報酬】

取締役の報酬は、業務分掌や業績への貢献度等を総合的に勘案のうえ、代表取締役が提案し、取締役会で個別に決定しております。今後は、客観性・透明性ある報酬制度、中長期的な業績と連動する報酬及び自社株での報酬の導入についても、引き続き検討いたします。

補充原則4-3-2、4-3-3【最高経営責任者の選解任】

最高経営責任者の選解任にあたっては、本報告書補充原則4-1-3【取締役会の役割・責務(後継者計画)】に記載する後継者計画と合わせ、検討を進めてまいります。

補充原則4-10-1【任意の仕組みの活用】

当社においては、任意の指名委員会・報酬委員会等を設けておりません。本報告書に記載する最高経営責任者等の選解任や経営陣の報酬制度等の検討と合わせ、その必要性や人員構成等について、議論を行う予定です。

原則5-2【経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社の経営戦略や経営計画の策定においては、資本コストを十分に考慮した上で収益力に関する目標を策定しておりますが、資本効率等の指標については、現在公表を行っておりません。引き続き事業特性等を踏まえた水準を検討し、決算説明会や個別ミーティング等により株主との対話を重ねながら、どのように伝えるべきかを慎重に検討していく予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4【政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有しておりません。

原則1-7【関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引は、株主共同の利益を害することのないよう、社内規程において取引の重要性や性質に応じた手続きを定め、その適切であることを取締役会等にて承認のうえで実施するものとしております。また、取引について、重要な事項については、取締役会にて特に報告を行っております。

原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金制度を導入しておりません。

補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての執行役員を設けております。また、社内規程において、経営陣に委任する承認等の権限の範囲を明確に定めております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役の選任にあたり、以下の基準に該当する者は、独立性はないものと判断しております。

- (1)当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (3)直近3年間のいずれかにおいて、法律、会計又は税務の専門家もしくはコンサルタントとして、1,000万円を超える額の支払いを当社から役員報酬以外に得た者（かかる額が法人又は組合等の団体（以下、「団体」という）に支払われる場合は、過去3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結売上高の2％を超える額を当社から得た団体に所属する者）
- (4)次に掲げる者の配偶者、二親等内の親族又は同居の親族
 - a (1)から(3)のいずれかに該当する者
 - b 当社の子会社の取締役又は業務執行者（重要な者に限る）
 - c 直近3年間に、bもしくは当社の取締役又は業務執行者（重要な者に限る）に該当していた者
- (5)当社の主要株主又はその業務執行者
- (6)直近3年間のいずれかにおいて、1,000万円を超える寄付を当社から受けた者又は寄付を受けた団体の理事その他の業務執行者（重要な者に限る）
- (7)当社との間で、社外役員の相互就任関係にある団体の出身者

(注) 1 (1)における主要な取引先とは、直近3年間のいずれかにおいて、当該団体の連結売上高の2％を超える額を当社に支払った団体をいいます。

2 (2)における主要な取引先とは、直近3年間のいずれかにおいて、当社の連結売上高の2％を超える額の支払いを当社から得た団体又は当社の連結総資産の2％以上の額を当社に融資した金融機関をいいます。

3 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいいます。

4 重要な者とは、部長相当以上の上級管理職に就く者をいいます。

5 主要株主とは、当社の議決権の10％以上を直接又は間接に保有する株主をいいます。

原則4-11-1【取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス】
当社は取締役の員数を3名から10名以内と定めており、選任にあたっては、性別を問わず、全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しております。

補充原則4-11-2【取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況】
社外取締役及び社外監査役をはじめ取締役・監査役についての他社での兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書等にて開示しております。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価】
当社は、取締役会全体の実効性について不定期にヒアリングを行い、取締役会にてその結果を踏まえた分析・評価を行っております。評価の結果、取締役会の実効性は確保されていることが確認できたものの、一定の課題も挙げられており、引続き取締役会の中で議論してまいります。また、当社取締役会は、取締役会の更なる機能の向上を図るべく、今後も継続的に取締役会の自己評価を行っていく予定です。

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役や監査役がその機能や役割を適切に果たせるように、外部のセミナーや勉強会等への参加やその他必要な情報の収集等により十分な知識を習得することを支援し、その費用を負担するものとしております。

原則5-1【株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、IR担当組織を設置し、株主や投資家に対しては、年2回以上の決算説明会を開催するとともに、ご要望により、取締役最高財務責任者等による個別面談等を行うことで、適切に対話の機会を設けております。また、対話にいただいたご意見については、適宜経営陣に共有する仕組みを構築しております。

なお、対話にあたっては、対話のテーマに留意し、インサイダー情報を厳重に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双日株式会社	10,585,600	29.01
田中 邦裕	5,496,000	15.06
鷲北 賢	1,096,000	3.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	947,500	2.59
萩原 保克	525,200	1.43
菅 博	467,600	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	441,400	1.20

さくらインターネット従業員持株会	439,300	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	360,100	0.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	269,400	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

双日株式会社は、当社のその他の関係会社であります。なお、事業戦略上の機動的な意思決定や施策の実行、並びに双日グループの顧客ネットワークや事業運営ノウハウを従来以上に活用することを目的に、2011年2月22日付で当社は同社と業務提携契約を締結しております。

人的関係については、同社従業員である廣瀬正佳氏、遠藤友美絵氏を社外取締役として、杉尾忠彦氏を社外監査役としてそれぞれ招聘しております。また、双日株式会社より出向者を受け入れております。

なお、当社はその他の関係会社である双日株式会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。双日企業グループとの事業の棲み分けがなされており、役員及び出向者の状況は、独自の経営判断を妨げるものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畑下 裕雄	公認会計士											
猪木 俊宏	弁護士											
廣瀬 正佳	他の会社の出身者							○				
大坂 祐希枝	他の会社の出身者											
遠藤 友美絵	他の会社の出身者							○				

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑下 裕雄	○	該当事項はありません。	同氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験を有しているため、その経験と知見により、当社の経営を適切に監督してもらうべく、社外取締役として選任しております。また、同氏及び同氏が代表取締役社長を務める株式会社プロキューブジャパンと当社との間に特別の人的関係、資本的关系又は取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。

長谷川 浩之	公認会計士														
杉尾 忠彦	他の会社の出身者									○					

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅木 敏行		該当事項はありません。	同氏は、長年の会社経営により経営管理に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役として選任しております。
長谷川 浩之	○	該当事項はありません。	同氏は、公認会計士及び税理士として専門的な知識・経験を有するほか、事業会社での経理業務にも従事するなど、その経験と知見により、当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役として選任しております。 また、同氏及び同氏が代表を務める長谷川公認会計士事務所と当社との間に特別の人的関係、資本的关系又は取引関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として適任と判断しております。
杉尾 忠彦		同氏は、当社の主要株主及びその他の関係会社である双日株式会社の業務執行者であります。	同氏は、財務及びリスク管理に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営を適切に監督いただくべく、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	4 名
-----------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在はストックオプションの付与はしていませんが、過去に付与したことがあり、今後も適宜検討いたします。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書にて、全取締役の総額を開示しております。なお、有価証券報告書は、当社ホームページに掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬については、株主総会で決議された取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において、各取締役の報酬額は、取締役会が決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の第11回定時株主総会及び2018年6月26日開催の第19回定時株主総会において年額150,000千円以内(うち社外取締役30,000千円以内)と決議いただいております。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額20,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。

監査役の報酬限度額は、2000年10月2日開催の臨時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。また、これとは別枠で、2006年6月27日開催の第7回定時株主総会においてストックオプションに係る報酬として年額10,000千円以内の新株予約権の支給を決議いただいております。

各取締役の報酬額は、代表取締役社長兼最高経営責任者田中邦裕が業務分掌の内容及び業績への貢献度などを総合的に勘案し、取締役会に提案のうえ、取締役会が決定しております。また、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。なお、当事業年度においては、役員の報酬制度等の決定方針の検討を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案の事前説明を含む、社外取締役及び社外監査役に対する情報提供や報告、連絡などのサポートは、取締役会事務局にて行っております。監査役会に対する報告などのサポートは、内部監査室にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

報告日現在における当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能については、以下の体制にて執り行っております。

・取締役・取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長兼最高経営責任者田中邦裕、川田正貴、伊勢幸一、前田章博並びに社外取締役畑下裕雄、猪木俊宏、廣瀬正佳、大坂祐希枝及び遠藤友美絵の9名で構成しております。

現在、定時取締役会は毎月一回開催しており、経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、取締役会に諮るべき事項及び重要な業務執行については、迅速かつ適切な対応を図るべく臨時の取締役会を適宜開催し、機動的な意思決定を行っております。

・監査役・監査役会

現在、当社では、常勤監査役野崎國弘並びに社外監査役梅木敏行、長谷川浩之及び杉尾忠彦の4名の監査役がその任に当たっております。監査役は、年度監査役監査方針及び監査計画に基づいて監査を実施しております。各監査役は、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下に、取締役会その他の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。

また現在、監査役会は毎月一回開催しているほか、必要に応じて随時監査役会を開催しており、監査役全員によって構成されます。

・内部監査室

当社では、代表取締役社長直轄の内部監査室(専任2名)を設置し、各部門における業務全般にわたる監査を内部監査計画に基づいて行っております。内部監査室では、被監査部門に対して具体的な助言・勧告・業務改善状況の確認を行うと共に、監査役や会計監査人との意見交換等により、内部統制組織の監査及び牽制を行っております。

・会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立監査人として金融商品取引法第193条の2の第1項及び第2項の規定に基づく監査を受けております。また、年度監査役監査方針及び監査計画の策定や、監査役の会計監査の実施に際し相互に連携を行い、また、会計上の重要事項につきましては適宜アドバイスを受けております。

2020年3月期における新日本有限責任監査法人の監査の実施状況については以下のとおりであります。

(継続監査期間)17年間

(業務を執行した公認会計士の氏名) 仲下 寛司、小林 雅史

(監査業務に係る補助者の構成) 公認会計士8名、会計士試験合格者等7名、その他8名

当社が締結している責任限定契約の内容は以下のとおりであります。

(業務執行取締役等でない取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

(監査役との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

(会計監査人との間で締結した責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定めた額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営及び会計等の専門的見地を有する社外監査役及び常勤監査役が、内部監査部門と連携して監査を行うことにより、業務の適正を確保していると考えているため、監査役会設置会社を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社が運営するサイトにて、電磁的方法による議決権行使を可能にしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝え、当社の企業価値に関する適正な評価を得ることを目的に、IRポリシーを制定しております。 https://www.sakura.ad.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2020年3月期では、決算説明会を年2回、開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.sakura.ad.jp/ir/ (1) IR資料(決算短信、報告書、有価証券報告書、説明会資料) (2) 決算情報以外の適時開示資料 (3) 株式情報 など	
IRに関する部署(担当者)の設置	経理財務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程により、規定を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のCSR活動について、以下のURLに掲載しております。 https://www.sakura.ad.jp/csr/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について決議しており、その概要は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のコンプライアンスの実施状況と問題点を把握及び是正する。
 - ・内部通報制度により、法令違反行為等に関する行為の早期発見、是正及び防止に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。
 - ・取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業活動の持続的発展を阻害するリスクに対処するため、リスク管理規程を制定する。
 - ・社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、全社のリスク管理の実施状況と問題点を把握及び是正する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・職務権限規程に基づき取締役会の職務権限を明確にし、その機能の重点を重要な経営事項へ特化する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社管理規程に基づき、当社は子会社より定期的に経営事項の報告を受ける。その内容は取締役会において共有され、必要に応じて課題及び経営方針の検討が行われる。
 - ・グループ会社管理規程に基づき、子会社における重要事項の実施においては、事前に当社の承認を必要とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役は、内部監査部門所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。
 - ・監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人に対し、監査役の指示に従い、監査業務を優先的に遂行させるとともに、当該業務に必要な権限を付与する。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社及び子会社の取締役及び使用人等は、重大な法令・定款への違反行為及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある重要な事項等について、当社の監査役に報告を行う。
 - ・当社の監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役が、職務の執行に伴う費用を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに処理する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会及びその他重要な意思決定に係る会議に出席し、取締役との意見交換及び情報連携を行っている。
 - ・監査役は、内部統制及び内部監査状況の報告を担当部門より受けるとともに、会計監査人と定期的に意見交換及び情報連携を行い、必要に応じて顧問弁護士から助言を受けている。
11. 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・暴力団その他の反社会的勢力との関係を一切持たず、不当な要求へは毅然とした態度を取り、その活動を助長する行為を行わないことを徹底する。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

1. コンプライアンス及び損失の危険の管理に対する取組みの状況
 - 平時及び緊急事態の発生時のリスク管理をより実効性の高いものとするため、リスク管理計画及び体制を見直すとともに、緊急時を想定した連絡テストを1回実施しました。また、当社の全使用人を対象とした全社教育を1回実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。
2. 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況
 - 当社は、業務執行体制としての執行役員を設けており、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。また、執行役員が取締役会へ出席することにより、取締役会での決議にあたり、より詳細で正確な業務情報の反映を可能としています。
3. 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組みの状況
 - グループ会社管理規程に基づき子会社の経営管理体制を統括し、取締役会においては、子会社の経営状況が毎月当社役員へ共有されています。また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しています。
4. 監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況
 - 監査役は、当社内部統制の状況を全社へ報告する内部統制委員会に出席するほか、四半期に一度、会計監査人より監査報告を受けています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団排除条例の遵守に努め、反社会的勢力から不当な要求があった場合には、毅然とした対応を取ることとしております。反社会的勢力への対応については、手順書を定めて適切に運用することで反社会的勢力との関係の排除に取り組んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 会社情報の適時開示に対する基本方針

当社は、「社会に必要とされる企業を目指す」ことを経営理念の1つとして掲げ、積極的なディスクロージャーへの取り組みを実践することにより、株主等のステークホルダーが適切に権利行使をすることのできる環境を提供します。

そして、投資判断に重要な影響を与える事項について諸法規に沿った開示を行うことにより、透明性が確保された会社を目指します。

透明性が確保された会社とすることは、取締役を始めとする全役職員が、不正や過誤の無い業務執行を行う意識をより高め、コーポレートガバナンス体制のより一層の強化につながるものと考えております。

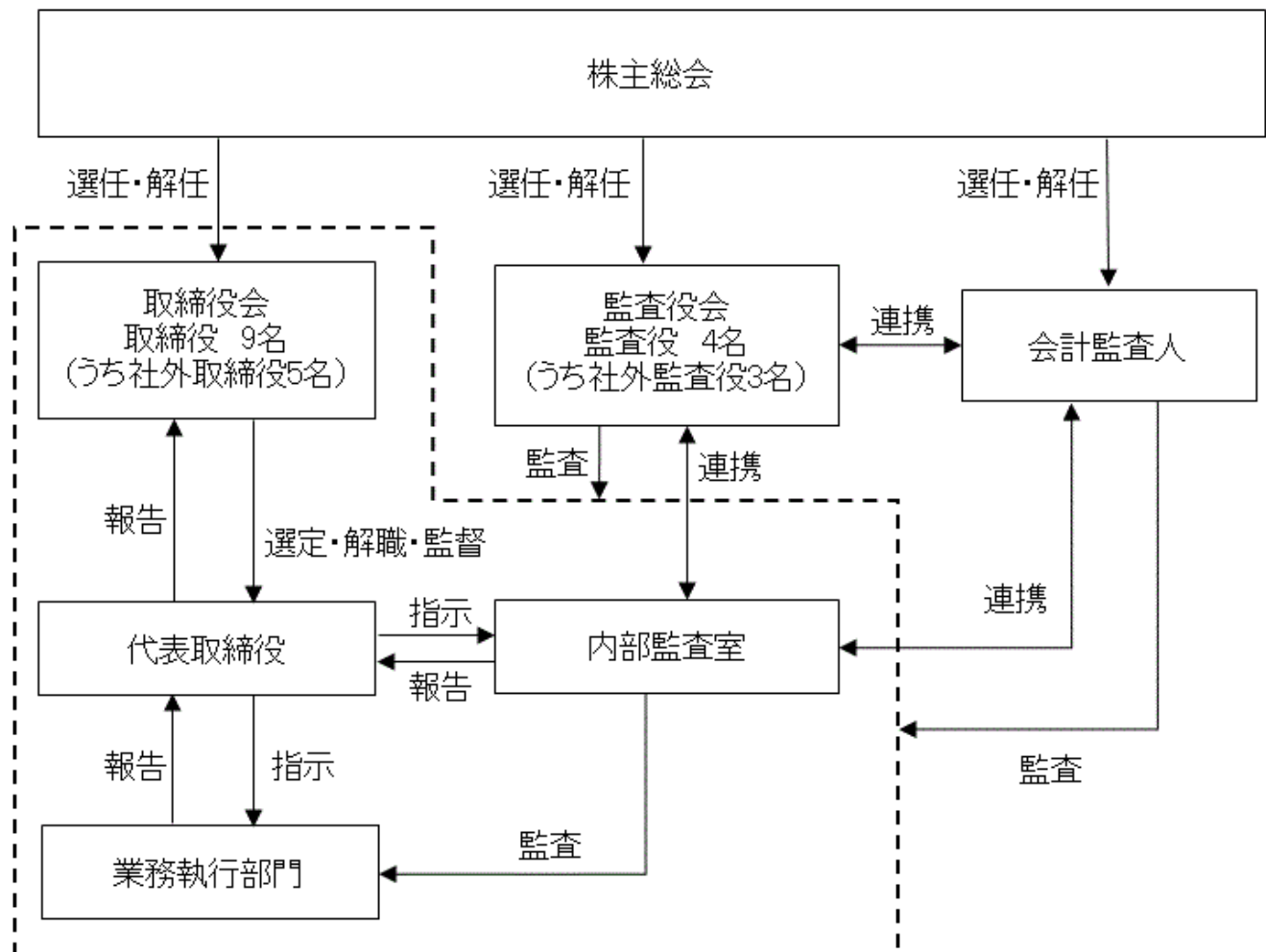
また、当社は、諸法規により開示が必要となる情報以外に関しても、株主の皆様への定期的な事業報告書の送付、各種会社説明会の開催等、適宜適切な方法により当社を理解していただく上で有用と判断される情報について、インサイダー情報に抵触しない範囲で、積極的かつ公平に開示を行うことにより、当社に関する情報をより深く理解していただけるように努めてまいります。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の情報開示責任者に取締役(CFO)を選任し、その指揮の下、経理財務部が適時開示担当部署としてその職務に当たっております。

全社的な取り組みと致しましては、開示に関する重要情報の報告対応手順を定め、適時開示担当部署が、重要情報を網羅的に把握できる体制をとっております。また、当社に関する正確な会社情報を、適時・適切・公平に資本市場参加者に伝えることを目的に、IRポリシーを制定しております。なお、インサイダー取引防止に関する規程や、定期的な内部監査の実施等により、法令の遵守及びリスク管理についての検証を行っております。

※ コーポレート・ガバナンス体制図



<参考>会社情報の適時開示にかかる社内体制の概略図

